

## スポーツイベント誘致促進事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「本会」という。）は、全国的、国際的なレベルのスポーツや競技大会等のスポーツイベントの開催等に要する経費に対し、予算の範囲内でスポーツイベント誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、スポーツイベントの誘致を促進し、もって本会の競技スポーツ振興及び地域活性化を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付を受けることができるスポーツイベント（以下「補助対象事業」という。）は、岐阜メモリアルセンターの施設を利用して開催される大会で、その規模及び水準において全国的又は国際的なものと認められるものとする。

### (補助対象外事業)

第3条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とした事業
- (2) 興行的要素の強い事業

### (補助対象経費、補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助限度額は次の表のとおりとする。ただし、本会が特に必要と認める場合にはその限りでない。

補助対象事業		補助対象経費	補助限度額
全国大会	全国的な規模及び水準をもって開催する大会であり岐阜県からの参加もあり、来場者数 1,000 人以上見込まれるもの(減免対象を除く)	左記の事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに	30万円又は開催に要する経費（他の補助金を受ける場合は、当該補助金額を引いた額）のどちらか低い額
国際大会	日本を含む3か国以上からの参加者が予定されるもの	その他本会が必要と認める経費(使用目的が不明・曖昧なもの、備品(価格が10万円以上)は対象外)	100万円又は開催に要する経費のどちらか低い額

(補助事業者)

第5条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を主催又は主管(以下「主催等」という。)する競技団体
- (2) 補助対象事業を主催等する実行委員会
- (3) 補助対象事業を主催等する県内トップチーム
- (4) その他、補助対象事業を開催等する者で、本会が適当と認めたもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに本会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

(補助金の交付決定)

第7条 本会は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助対象事業について、補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書(様式第4号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助対象事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて、本会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)

(補助金額の確定)

第 11 条 本会は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第 9 号)を本会に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 13 条 本会は、前条に規定する精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 本会は、前 2 条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第 10 号)に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて、本会に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 16 条 事業を適正に遂行するため、この要項に定めがない場合においては、その都度、本会と協議のうえ実施することとする。

附 則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。